

◎新潟県告示第780号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

平成30年7月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
歴世礦油株式会社
代表取締役 中静 朝子
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
新潟県新潟市東区平和町3番地1
- 3 指定年月日
平成30年7月1日